

			<p>(1) 技能水準 (試験区分) 「宿泊業技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準 ____ 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は 「日本語能力試験 (N4以上)」</p>	<p>(1) 技能水準 (試験区分) 「宿泊業技能測定試験」</p> <p>(2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は 「日本語能力試験 (N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2 相当以上の水準と認められるもの</p>
3	P.5-P.6	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2 第2号技能実習を良好に修了した者の____ 日本語能力の評価 (新設)</p> <p>____ 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2 第2号技能実習を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 「宿泊職種、接客・衛生管理作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、フロント、接客、レストランサービス業務を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、宿泊業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>

4	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 ○2つ目	(新設)	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
5	P.6	○3つ目	○ 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。	○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の____技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
6	P.6-P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【確認対象の書類】	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>	<p><試験合格者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊業技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

				<p>・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号)</p> <p>*詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節(3)技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>
7	P.7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【留意事項】</p>	(新設)	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、宿泊技能実習評価試験(専門級)の合格証明書の写しの提出が必要です。</p> <p>○ 宿泊技能実習評価試験(専門級)に合格していない場合(技能実習法施行前の旧制度の技能実習生も含む。)には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>
8	P.9	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○6つ目</p>	<p>○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>	<p>○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</p>
9	P.9	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>○8つ目</p>	<p>○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。</p> <p>国土交通省観光庁観光人材政策担当参事官室 電話 03-5253-8367</p>	<p>○ なお、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会に関する問合せ先は、次のとおりです。</p> <p>国土交通省観光庁観光産業課 電話 03-5253-8330</p>

別表(宿泊業)					
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	宿泊業技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	/	/	/

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(宿泊業)					
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		試験免除等となる技能実習2号		特定技能2号
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	
特定技能外国人が従事する業務区分	宿泊業技能実習試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・売場管理	/

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。